令和８年度
市有地売却一般競争入札
案　　内　　書

入札受付期間（郵送に限る）

令和８年１１月９日（月）から

令和８年１１月２４日（火）まで

必　着

この案内書をよくお読みになったうえで入札してください。

芦　屋　市

一般競争入札（市有地売却）の概要

案内書配布

令和８年１０月１日（木）から令和８年１１月２４日（火）まで
●芦屋市役所北館１階受付、東館２階都市政策課、
ラポルテ市民サービスコーナーで配布

入札保証金の納付

入札書を郵送するまでに芦屋市所定の納付書により納付
●入札金額の５％以上（１円未満切り上げ）を納付

入札期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２４日（火）まで
●郵送（簡易書留）で受付
令和８年１１月２４日（火）必着

開札・落札者決定

令和８年１１月２７日（金）
●芦屋市役所東館３階　中会議室
午前１１時から開札し、落札者を決定
●落札者への契約説明会　令和８年１２月４日（金）

契約締結

令和８年１２月１５日（火）
●市と落札者の間で売買契約を締結

売買代金の支払

次のいずれか
(1)　契約締結時に全額支払う（入札保証金充当）
(2)　契約締結時に売買代金の１０％を契約保証金（入札保証金充当）として納付し、令和９年２月２６日（金）までに残額を支払う。
※（2）の場合、残額の支払が行われなかった場合は、契約保証金は返還しません。

物件の引渡し
所有権移転登記

所有権は売買代金の支払が完了したときに移転します。
所有権移転登記の手続は芦屋市が行います。
登録免許税等、所有権移転登記に要する一切の費用は落札者の負担となります。

目　　次

○　１　入札物件一覧表　……　１頁

○　入札参加申込から契約の締結・所有権移転まで　……　２～８頁
　２　入札参加者の資格　……　２頁
　３　入札関係書類の配布及び現地開放　……　２～３頁
　４　入　札　……　３～４頁
　５　開札の日時及び場所　……　４頁
　６　入札保証金及び契約保証金に関する事項……　４～５頁
　７　入札の無効に関する事項　……　５頁
　８　落札者の決定　……　５頁
　９　契約の締結　……　６頁
　10　売買代金の支払　……　６頁
　11　物件の引渡し及び所有権移転登記　……　６頁
　12　契約上の特約　……　６～７頁
　13　その他の注意事項　……　７～８頁

○　市有財産売買契約書（土地標準様式）　……　９～12頁

○　物件調書・位置図・画地図　……　13～17頁

○　入札書記入方法　……　18～19頁

○　入札保証金提出書、入札保証金納付証明書（様式）……　20～21頁

○　委任状（様式）　……　22頁

○　誓約書記入方法　……　23頁

○　役員名簿記入方法　……　25頁

○　納付書記入方法　……　27頁

○　Ｑ＆Ａ　……　28頁

１　入札物件一覧表

土地

物件番号	物件所在地	地目	地　積	最低売却価格	単　価（１㎡当たり）	頁
1	芦屋市船戸町４４番３	宅地	211.60㎡	151,000,000円	713,610円	14、15
2	芦屋市宮塚町１８番３	宅地	207.42㎡	139,000,000円	670,137円	16、17

※物件調書は、１３頁（注意事項）をよくご確認のうえ、ご参照ください。

２　入札参加者の資格

入札は、個人、法人を問わずできますが、次のいずれかに該当する方は参加できません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

① 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 本市が実施した地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、本市の職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を本市との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号、同条第６号及び第３２条第１項各号に該当する者

３　入札関係書類の配布及び現地開放

(1) 配布場所

① 芦屋市役所北館１階受付、東館２階都市政策課

② ラポルテ市民サービスコーナー（芦屋市船戸町　ＪＲ芦屋駅前ラポルテ本館３階）
なお、案内書は芦屋市のホームページにも掲載しています。

(2) 配布期間

令和８年１０月１日（木）から令和８年１１月２４日（火）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで
ただし、ラポルテ市民サービスコーナーは、
月曜日、火曜日、水曜日、金曜日：午前１０時から午後６時まで
土曜日、祝日：午前１０時から午後５時まで（※木曜日と日曜日の祝日は休業）

(3) 現地開放

① 下記の日時に現地を開放します。（事前の申込が必要です。）
令和８年１０月２０日（火）
芦屋市船戸町４４番３　午前１０時から午後３時まで
※参加方法：見学を希望する場合は、希望する日程の２日前（土日祝を除く）までに、芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課（TEL:0797-38-2063）へ電話で連絡してください。複数の申込みがあった場合は、上記開放時間内でお越しいただく時間帯を調整させていただきます。
※宮塚町１８番３については、工事現場駐車場として貸付中であるため、敷地外からの見学のみになります。敷地外からの見学は随時可能です。

② 注意事項
・現地では市からの説明は行いません。

・敷地外からの見学については特に期間を設けませんが、敷地内への立ち入りは固くお断りします。
・現地には駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しください。
・雨天決行いたします。
・芦屋市は、見学中の衣服の汚れや破れ、ケガ等、見学中に発生する一切の責任を負いません。参加者の責任で見学をお願いいたします。

４　入　札

入札は、配布した所定の用紙、封筒を使用し、下記のとおり期間内に郵送してください。
なお、理由のいかんにかかわらず、提出された入札書の引換え、変更及び取消しはできません。

(1) 入札期間
令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２４日（火）まで（必着）

(2) 入札書の郵送
送付先　〒６５９－８５０１　芦屋市精道町７番６号
芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課
郵送方法　「入札書」に必要事項を記入の上、押印してください。
「入札書」を「入札書提出用封筒（白）」に入れて封緘し、とじしろに押印してください。
その他の提出書類とともに「送付用封筒（茶）」に入れて封緘し、「簡易書留」で郵送してください。

(3) 入札書の書き方
① 物件番号欄・物件の所在地欄には入札物件一覧表（１頁）に記載の物件番号・物件所在地を記入してください。
② 住所及び氏名は住民票又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。
③ 入札書には、入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）を記入の上、押印してください。夫婦、親子等の共有名義にされる場合は、入札書に共有者全員の住所、氏名を記入してください。（入札書に記載された名義で契約締結及び所有権移転登記を行いますので、ご注意ください。）
代理人の方が入札される場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。（入札者本人の押印は不要です。）
④ 入札書への金額の記入は、アラビア数字（０、１、２、３、・、・、・）の字体を使用し、最初の数字の前に「￥マーク」を付け、当該物件の入札金額を記入してください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
⑤ 入札書は、ボールペン又は万年筆（消せるボールペン等は不可）で記入してください。

(4) 入札時提出書類
① 入札書（入札書提出用封筒（白）に入れ、封をしたもの）
② 入札保証金提出書（２０頁をコピーし、記入してください。）
入札者については、入札書に記載された入札者との一致が必要です。
③ 入札保証金納付証明書（２１頁をコピーし、記入してください。）
当該書類に納入通知書兼領収証書の写しを貼り付けたもの。なお、入札保証金の返還口座は、入札者本人（共有名義の場合は代表者）の銀行口座を記入してください。

④　住民票(マイナンバーの記載のないもの)１通又は法人登記履歴事項全部証明書１通（共有名義で入札される場合は全員分が必要。発行日から３か月以内のもの。）

⑤　暴力団排除に関する誓約書

⑥　暴力団排除に関する役員名簿（法人のみ）

⑦　委任状（代理人の方が入札される場合には、委任状（２２頁をコピーし、記入してください。）に委任者（入札者）の実印を押印し、印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの。）を添付してください。）

※一度ご提出いただいた書類は、理由のいかんにかかわらず一切返却できません。

5　開札の日時及び場所

(1) 日　時

令和８年１１月２７日（金）　午前１１時から

(2) 場　所

芦屋市役所東館３階中会議室

(3) その他

①　入札参加者は開札に参加できます。（参加は任意です。）

参加される場合は、入札者本人を確認するため、入札保証金を納付したときの納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。

②　入札者本人から依頼を受けて、代わりに開札会場に入場される場合は委任状は不要ですが、入札者本人の代理人であることを確認するため、前記の納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。

③　開札参加の受付は、開始時刻の１０分前から行います。

④　開札結果の照会については、開札日の翌日以降（土日祝を除く）にお答えします。（芦屋市のホームページに掲載します。）

6　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

①　入札者は、入札保証金として、入札しようとする金額の１００分の５以上（１円未満切り上げ）の額を納付してください。

②　入札保証金は、入札書を郵送されるまでに市所定の納付書により納付書裏面に記載の金融機関の窓口でお納めください。

③　入札保証金は、売買代金を分割納付される場合は契約保証金の一部に、売買代金を一括納付される場合は売買代金の一部に充当されます。

④　入札保証金は、落札者が令和８年１２月１５日（火）に落札物件の売買契約を締結しないときは、返還いたしません。

⑤　入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、ご指定の銀行口座への振込みにより返還します。ただし、返還する入札保証金には、利息は付けません。

なお、返還には金融機関の振込手続の関係上、開札後約２０日程度を要しますのでご了承ください。

(2) 契約保証金

①　売買代金を分割納付される方には、契約締結時に契約保証金として、売買代金の１０％の額から契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額を、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

② 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払と同時に売買代金に充当します。

③ 売買代金の支払が期日までに行われず、契約が解除された場合には、契約保証金は返還いたしません。（金融機関等から融資を受けられる予定の場合は、事前に融資の可否について金融機関等に確認をしておいてください。）

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
(2) 指定した日時までに到着しなかった入札
(3) 所定の入札書によらない入札
(4) 入札保証金提出書及び入札保証金納付証明書の提出がない入札
(5) 入札金額が最低売却価格に達しない額の入札
(6) 入札保証金が入札金額の１００分の５未満の額の入札
(7) 入札書に入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）の記載及び押印のない入札
　代理人により入札する場合、入札書に入札者の住所、氏名の記載並びに代理人の住所、氏名の記載及び押印のない入札
(8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
(9) 入札金額を訂正した入札
(10) その他入札書の必要記入事項を欠いた入札
(11) １物件につき、入札者又はその代理人が１人で２通以上の入札をした場合は、その全部の入札
(12) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合は、その双方の入札
(13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
(14) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（法人のみ）の提出がない入札
(15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が本市が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者
(2) 前記に該当する者が２者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。なお、開札会場に入札者が不在の場合は、市が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き、落札者を決定します。
(3) 開札結果は、入札者全員に文書で通知します。
　開札結果の照会については、開札日の翌日以降（土日祝を除く）にお答えします。
(4) 開札結果については、芦屋市のホームページにおいて公表します。
(5) 落札者への契約説明会は令和８年１２月４日（金）に行います。契約説明会には入札結果通知書を持参の上、必ず落札者本人又は代理人が出席してください。代理人が出席される場合は落札者本人の委任状（様式自由）が必要です。

９　契約の締結

(1) 芦屋市と落札者との契約締結は、令和８年１２月１５日（火）に行います。
(2) 契約に際し重要事項説明書の交付はございません。
(3) 落札者には、所定の売却申請書を提出していただきます。
(4) 落札者は、売買代金の一括納付又は分割納付を選択できます。
(5) 契約は、入札書に記載された名義で行います。夫婦、親子等の共有名義で物件を購入される場合は、入札書に共有者全員の住所、氏名を記入してください。（入札書に記載された名義で契約締結及び所有権移転登記を行いますので、ご注意ください。）
(6) 契約の締結には、実印、印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）、代表者事項証明書（法人のみ、発行日から３か月以内のもの）、収入印紙が必要です。これら契約の締結に必要な費用は落札者の負担になります。
(7) 契約の締結に際し、暴力団排除に関する誓約書、役員名簿（法人のみ）の提出及び暴力団排除に関する特約の締結をしていただきます。
(8) 落札者が令和８年１２月１５日（火）に契約を締結しない場合は、落札者としての効力を失います。

１０　売買代金の支払

(1) 落札者が一括納付を選択された場合は、契約締結時に、市が発行する納入通知書により、売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。
(2) 落札者が分割納付を選択された場合は、令和９年２月２６日（金）までに、市が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納付していただきます。売買契約締結後、売買代金の支払が令和９年２月２６日（金）までに履行されないときは、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は返還いたしません。

１１　物件の引渡し及び所有権移転登記

(1) 落札物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転します。
(2) 所有権移転登記申請手続は芦屋市が行います。所有権の移転登記は売買契約書の買受人名義（入札書に記載の落札者名義）で行います。
(3) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
(4) (1) により落札物件の所有権が移転したときに、現状有姿のままで引渡します。
(5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

１２　契約上の特約

売買契約書において次の特約を付しますので、ご注意ください。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止
　① 買受人は、売渡人に対し、次の各号の事項を現在及び将来に渡って確約すること。
　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び芦屋市暴力団排除条例（平成２４年条例第３０号）第２条に　規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員（以下「団体等」という。）ではないこと。

イ　団体等に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

ウ　団体等に落札物件の所有権を第三者に移転させ、又は落札物件を第三者に使用させないこと。

エ　自ら又は第三者を利用して、売渡人に関して次の行為をしないこと。

A　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

B　偽計又は威力を用いて売渡人の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

②　前各号のいずれかに該当することが判明した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができること。

③　団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならないこと。

④　落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、当該第三者に対して①の確約をさせ、かつ、③の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならないこと。

⑤　④の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①から④までの内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。

⑥　落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の確約をさせ、かつ、③の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合においても、買受人は、同項の使用の禁止を免れるものではないこと。

⑦　⑥の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に③、⑥の内容を遵守させなければならないこと。

(2) 実地調査等

上記（1）について、本市が必要であると認めるときは、履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

(3) 違約金の徴収

上記（1）の特約に違反したときは、売買代金の３割に相当する額を、（2）の特約に違反したときは、売買代金の１割に相当する額を、違約金として市に支払っていただきます。

(4) 買戻特約

上記（1）の特約に違反したときは、前記の違約金の徴収に加えて、落札物件の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、所有権移転日から１０年間とします。

１３　その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のまま（土地周囲のフェンス等もそのまま）で行いますので、必ず事前に現地の状況等を確認していただき、法令に基づく制限等も調査確認を行ってください。

(2) 土地の開発及び建物の建築等に当たっては、宅地開発等に係る法令、建築基準法関係諸規定及び芦屋市条例等により指導が行われる場合がありますので、土地の利用制限等については、入札前に必ず関係機関にご確認ください。

また、ガス、水道、下水道の利用にあたっての必要な工事等は、買受人の負担において行っていただくことになりますので、土地の利用に際しては、入札前に必ず供給事業者と十分な協議を行ってください。

(3) 土地の分割等に当たっては、芦屋市住みよいまちづくり条例等に定める一区画あたり

の面積の規定を遵守する必要があります。

(4) 売買契約締結の日から落札物件の引渡しの日までの間において、天災地変その他買受人及び市のいずれの責めにも帰すべからざる理由により、落札物件が毀損し契約履行が不可能になったときは、買受人及び市いずれからも契約解除ができます。ただし、毀損が修復可能な場合は、市の負担により修復します。

(5) 買受人は、売買契約締結後、落札物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができません。

(6) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(7) 落札者には、売買契約締結にあたり、芦屋市暴力団排除条例（平成２４年芦屋市条例第３０号。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力する旨等の特約を締結していただきます。

【土地　標準様式】

市有財産売買契約書

売主　芦屋市（以下「売渡人」という。）と買主　　（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（主記）

第１条　売渡人は、その所有する次に表示する土地（以下「当該土地」という。）を買受人に売り渡し、買受人は、これを買い受けるものとする。

所　在　地	地目	公簿地積（㎡）	実測地積（㎡）

（土地代金及び契約保証金）

第２条　当該土地の代金（以下「土地代金」という。）は、金　　円とし、契約保証金は、金　　円とする。

（土地代金の支払）

第３条　買受人は、売渡人に土地代金を令和９年２月２６日までに支払わなければならない。

（契約保証金）

第４条　買受人は、この契約締結と同時に、第２条に規定する契約保証金を売渡人に支払わなければならない。

２　第２条に規定する契約保証金のうち、金　　円は、別に定めるところにより売渡人に納付した入札保証金を充当する。

３　契約保証金は、土地代金と契約保証金との差額の支払と同時に土地代金に充当する。ただし、充当に当たっては利息を付けない。

４　契約保証金は、買受人が前条に規定する期日までに土地代金を支払わないときは、これを返還しない。

（所有権の移転及び登記）

第５条　当該土地の所有権は、買受人が第２条に規定する土地代金を完納したときに、売渡人から買受人に移転するものとする。

２　売渡人は、前項の規定により当該土地の所有権が買受人に移転したときは、所有権移転登記を遅滞なく登記所に嘱託するものとする。

（土地の引渡し）

第６条　売渡人は、前条第１項の規定により当該土地の所有権が買受人に移転したときに、当該土地を買受人に現状有姿のまま引き渡すものとする。

（私権の排除）

第７条　売渡人は、当該土地について、先取特権、抵当権等の担保権、地上権、賃借権等の用益権その他所有権以外の権利負担がないことを保証するものとする。

（引渡し前の毀損）

第８条　売渡人及び買受人は、当該土地の引渡し前に天災地変その他売渡人及び買受人いずれの責めにも帰すべからざる理由により、当該土地が毀損し、この契約の履行が不可能になったときは、この契約を解除することができる。ただし、毀損が修復可能なときは、売渡人は、その負担において、これを修復し、買受人に引き渡すことができるものとする。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたとき、売渡人は、買受人に受領済みの金銭を無利息にて速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第９条　買受人は、売渡人に対し、次の各号の事項を現在及び将来に渡って確約する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び芦屋市暴力団排除条例（平成２４年条例第３０号）第２条に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員（以下「団体等」という。）ではないこと

(2) 団体等に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

(3) 団体等に当該土地の所有権を第三者に移転させ、又は当該土地を第三者に使用させないこと

(4) 自ら又は第三者を利用して、売渡人に関して次の行為をしないこと

ア　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて売渡人の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　売渡人は、買受人が前各号のいずれかに該当することが判明した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

３　買受人は、団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

４　買受人は、当該土地の所有権を第三者に移転する場合には、当該第三者に対して第１項の確約をさせ、かつ、第３項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。

５　買受人は、前項の第三者が当該土地の所有権を移転する場合にも同様に前４項の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

６　買受人は、当該土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項の確約をさせ、かつ、第３項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合においても、買受人は、同項の使用の禁止を免れるものではない。

７　買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該土地を使用させる場合も同様に、第３項及び前項の内容を遵守させなければならない。

（実地調査等）

第10条　売渡人は、前条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　買受人は、売渡人から要求があるときは、前条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を直ちに売渡人に報告しなければならない。

３　買受人は、正当な理由なく前２項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第11条　買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する違約金を売渡人に支払わなければならない。

(1) 第９条に定める義務に違反したときは、土地代金の３割に相当する額

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、土地代金の１割に相当する額

（買戻し特約）

第12条　売渡人は、買受人又は当該土地の転得者が第９条の規定に違反したときは、当該土地を買戻しすることができるものとする。

２　前項に定める買戻しができる期間は、第５条第１項に定める所有権移転の日から１０年間とする。

（買戻権の行使）

第13条　売渡人が前条に規定する買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。

(1) 売渡人は、買受人に、当該土地の売買に伴い買受人が支払った土地代金（この土地の一部について買戻し権を行使する場合にあっては、買戻し対象地の面積がこの土地の総面積に占める割合を土地代金に乗じた額）から第11条に規定する違約金を差し引いた額を買受人が第18条に定める義務を履行した後、利息を付さないで返還するものとする。

(2) 売渡人は、買受人に、当該土地の売買に関して買受人が負担した契約に要した費用を返還しないものとする。

(3) 売渡人は、当該土地の売買に関して買受人が支出した必要費、有益費その他一切の費用を負担しないものとする。

（公租公課の負担責任）

第14条　当該土地の引渡日以降に賦課される公租公課等については、買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第15条　売渡人は、当該土地の売買について、一切の契約不適合責任を負わないものとし、買受人は、この契約締結後において、売買物件に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除等をすることができない。

（契約の解除）

第16条　売渡人は、買受人がこの契約に規定する義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間に履行がない場合は本契約を解除することができるものとする。

２　前項の規定により、売渡人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

(1) 売渡人は、既納の土地代金を買受人に返還するものとする。なお、当該返還金には利息を付さないものとする。

(2) 売渡人は、買受人が負担した前号以外の費用及び当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用を負担しないものとする。

（返還金と違約金及び損害賠償金との相殺）

第17条　売渡人は、前条第２項第１号の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第11条に規定する違約金又は第19条に規定する損害賠償金を売渡人に支払うべき義務があるときは、当該違約金又は損害賠償金を返還する売買代金と相殺することができるものとする。

（原状回復の義務）

第18条　売渡人が第13条に規定する買戻権又は第16条に規定する解除権を行使したときは、買受人は、売渡人の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 当該土地について設定された先取特権、抵当権等の担保権、地上権、賃借権等の用益権その他所有権以外の権利を消滅させ、当該土地の完全な所有権の行使ができる状態にすること。

(2) 売渡人名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を売渡人に提出するこ

と。なお、売渡人名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて買受人の負担とする。

(3) 買受人は、自己の費用と責任において、売渡人の指定する期日までに当該土地を原状に回復して売渡人に返還しなければならない。ただし、売渡人が、当該土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(4) 前号ただし書により買受人が当該土地を返還したときは、当該土地内に残置したものの所有権はすべて売渡人に帰属する。なお、これにより、買受人が損害を被っても売渡人に対して一切の請求をすることができないものとする。

(5) 買受人は、第３号ただし書の場合において、当該土地が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を売渡人に支払わなければならない。

（損害賠償）

第19条　買受人は、この契約に規定する義務を履行しないために売渡人に損害を与えたときは、その損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）に相当する額を損害賠償金として売渡人に支払わなければならない。ただし、第11条に規定する義務違反に該当する場合は、同条に規定する違約金を別途支払うものとする。

（契約費用等）

第20条　この契約の締結に要する費用及び第５条第２項の所有権移転登記手続に要する費用は、買受人の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第21条　買受人は、所有権を取得した当該土地の使用に当たっては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

（管轄裁判所に関する合意）

第22条　この契約について、売渡人と買受人の間に紛争が生じたときは、当該土地の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（信義誠実の義務）

第23条　売渡人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第24条　この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義が生じたときは、売渡人及び買受人が協議して決定するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、売渡人及び買受人が記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

売渡人　　兵庫県芦屋市精道町７番６号
　　芦 屋 市
　　芦屋市長　　髙　　島　　崚　　輔　㊞

買受人　　住所

　　氏名　　㊞

物件調書・位置図・画地図

☆　☆　☆　注　意　事　項　☆　☆　☆

●　物件の引渡しは現状有姿のまま（土地周囲のネットフェンス等を含む）で行いますので、物件の現状や電柱、支線、街灯、ごみステーション、その他施設の位置等を必ず現地でご確認の上で、入札してください。

●　工作物や樹木等の越境等については、物件調書に記載するようにしていますが、現況と相違している場合、**現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。**（樹木の枝葉や植木鉢等撤去・移設が容易なものについては記載していません。）

●　本市は越境関係の解消及び道路使用等に係る同意等のための折衝や手続は行いませんので、買受人において相隣関係にある当事者間で話し合ってください。

●　物件の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関等にご確認ください。

（　物　件　調　書　）

●　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
　なお、この物件調書は令和８年８月１日に作成したものです。

●　各種供給処理施設（ガス・上下水道等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただくことになります。

（　位　置　図　）

●　位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。**なお、現況と異なる場合は現況が優先します。**

（　画　地　図　）

●　画地図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身でご確認ください。**なお、現況と異なる場合は現況が優先します。**

（　そ　の　他　）

●　現地には、看板を掲示しています。

物件番号	1

所在地 ［ 住居表示 ］	芦屋市船戸町４４番３ ［ 芦屋市船戸町５街区 ］
最低売却価格	151,000,000円

地　　目	宅　地			
地　　積	登記簿	211.60 ㎡	実　測	211.60 ㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域			
建ぺい率	60 %	容 積 率	200 %	
その他の制限	阪神間都市計画区域（市街化区域）、外壁後退あり、第2種高度地区（最高15m）、日影規制あり、防火地域等（建築基準法第22条指定区域）、芦屋景観地区、景観計画区域、船戸町地区地区計画（住宅地区）、近畿圏整備法による区域（既成都市区域）、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）による区域（宅地造成等工事規制区域）、芦屋市屋外広告物条例による地域区分（住宅地域）			
接面道路の状況	西側が幅員約６．４ｍの公道に３ｍ接道			

電　　気	関西電力㈱	／　接面道路配線有
ガ　　ス	大阪ガス㈱	／　接面道路配管（φ80mm）有
水　　道	芦屋市水道工務課	／　接面道路配管（φ150mm）有
下 水 道	芦屋市下水道課	／　接面道路配管（φ250mm）有

交通機関	①JR芦屋駅まで徒歩約4分　②阪急芦屋川駅まで徒歩約8分　③阪神芦屋駅まで徒歩約16分 ④阪急バス「JR芦屋駅北側」バス停まで徒歩約4分			
校　　区	小学校	市立山手小学校	中学校	市立山手中学校
店 舗 等	店　舗	コープデイズ芦屋等	金融機関	三井住友銀行芦屋駅前支店 、みずほ銀行芦屋支店等

そ の 他 特記事項	① 建築等に際しては、「芦屋市住みよいまちづくり条例、芦屋市都市景観条例」等の遵守事項がありますので、芦屋市都市政策部都市戦略室建築住宅課及びまちづくり課にご確認ください。 ② 水道管は、接面道路への埋設状況を調査、記載したものですので、給水引込管及び給水分担金の権利事項については芦屋市上下水道部水道工務課にご確認ください。 ③ 水道の利用に際しては、給水引込管の新設工事を行う必要があります。上記工事については指定給水装置工事事業者からの申請が必要となります。 ④ 下水道管は、接面道路への埋設状況を調査、記載したものですので、下水道取付管については芦屋市上下水道部下水道課にご確認ください。 ⑤ ガス管は、接面道路の埋設状況を調査、記載したものですので、ガスの引込については大阪ガス株式会社にご確認ください。 ⑥ 対象地はフェンスで囲われており、防草シートを敷いておりますが、現状での引渡しとなります。 ⑦ 対象地は、敷地境界線の内側約１ｍを除き、地表から深さ１ｍの範囲において地下基礎等の調査を行い発見されたコンクリートガラ等については撤去しています。 ⑧ 令和５年から令和６年にかけて、対象地と隣接地との境界点を地積測量図に基づき現地確認し、分筆登記を完了しています。

位　置　図

売却
物件
N
船戸町
Funado-cho
ラボルテ北館
ラボルテ本館
ラボルテ東館
ラボルテ西館
ホテル竹園
JR芦屋駅北駐車場
三井住友銀行
モンテメール本館
大丸芦屋店
芦屋駅前交番
JR芦屋駅
Ashiya Sta.
モンテメール
駐車場
駐輪場

画　地　図

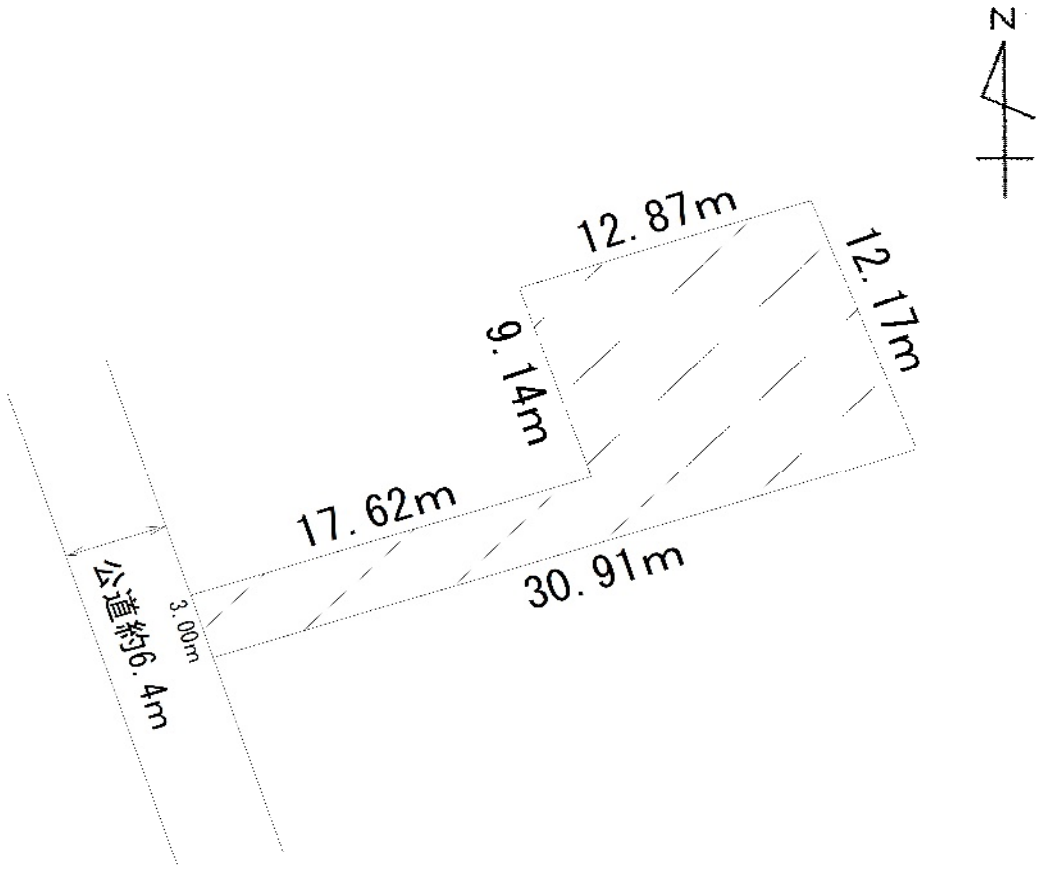

N
12.87m
12.17m
9.14m
17.62m
30.91m
3.00m
公道約6.4m

物件番号	2

所在地 ［ 住居表示 ］	芦屋市宮塚町１８番３ ［ 芦屋市宮塚町１街区 ］
最低売却価格	139,000,000円

地　　目	宅　地			
地　　積	登記簿	207.42 ㎡	実　測	207.42 ㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域、近隣商業地域			
建ぺい率	60%、80%	容 積 率	200%、300%	
その他の制限	阪神間都市計画区域(市街化区域)、外壁後退あり、第2種高度地区（最高15m）、日影規制あり、防火地域等（建築基準法第22条指定区域、準防火地域）、芦屋景観地区、景観計画区域、近畿圏整備法による区域（既成都市区域）、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）による区域（宅地造成等工事規制区域）、芦屋市屋外広告物条例による地域区分（住宅地域、広告物誘導特別地域）			
接面道路の状況	南側が幅員約５．２ｍの公道に１０．２５ｍ接道			

電　　気	関西電力㈱	／　接面道路配線有
ガ　　ス	大阪ガス㈱	／　接面道路配管（φ50mm）　有
水　　道	芦屋市水道工務課	／　接面道路配管（φ75mm）　有
下 水 道	芦屋市下水道課	／　接面道路配管（φ200mm）有

交通機関	①JR芦屋駅まで徒歩約6分　②阪神芦屋駅まで徒歩約11分　③阪神打出駅まで徒歩約11分 ④阪急バス・阪神バス「JR芦屋駅前」バス停まで徒歩約2分			
校　　区	小学校	市立宮川小学校	中学校	市立精道中学校
店 舗 等	店　舗	YAMASHO芦屋店等	金融機関	三井住友銀行芦屋駅前支店等

その他特記事項	① 建築等に際しては、「芦屋市住みよいまちづくり条例、芦屋市都市景観条例」等の遵守事項がありますので、芦屋市都市政策部都市戦略室建築住宅課及びまちづくり課にご確認ください。 ② 水道管は、接面道路への埋設状況を調査、記載したものですので、給水引込管及び給水分担金の権利事項については芦屋市上下水道部水道工務課にご確認ください。 ③ 下水道管は、接面道路への埋設状況を調査、記載したものですので、下水道取付管については芦屋市上下水道部下水道課にご確認ください。 ④ ガス管は、接面道路の埋設状況を調査、記載したものですので、ガスの引込については大阪ガス株式会社にご確認ください。 ⑤ 対象地外南西側に電柱があります。 ⑥ 対象地は、地下埋設物等の詳細な調査は行っていません。 ⑦ 平成30年に対象地と隣接地との筆界確認を行い、地積更正登記を完了しています。

位　置　図

売却
物件
N
JR芦屋駅北駐車場
ラ・モール芦屋
三井住友銀行
モンテメール本館
大丸芦屋店
芦屋駅前交番
JR芦屋駅
Ashiya Sta.
モンテメール
駐車場
駐輪場
市営上宮川住宅
大鳥神社
阿保天神社
上宮川公園
照善寺
上宮川町
Kamimiyagawa-cho
市営上宮川町住宅
芦屋セブン
業平
パセオ
芦屋業平
駐輪場
(工事中)
藤和シティホームズ
芦屋駅前
関西電力
芦屋支電所
ロングライブ芦屋
業平ちびっ子広場
市営
上宮川町住宅
地蔵公園
芦屋宮塚郵便局
芦屋市
シルバー人材センター
市営宮塚町2番住宅
宮塚緑地
国道2号
Route 2
アクセシオ
芦屋
宮塚町
Miyazuka-cho

画　地　図

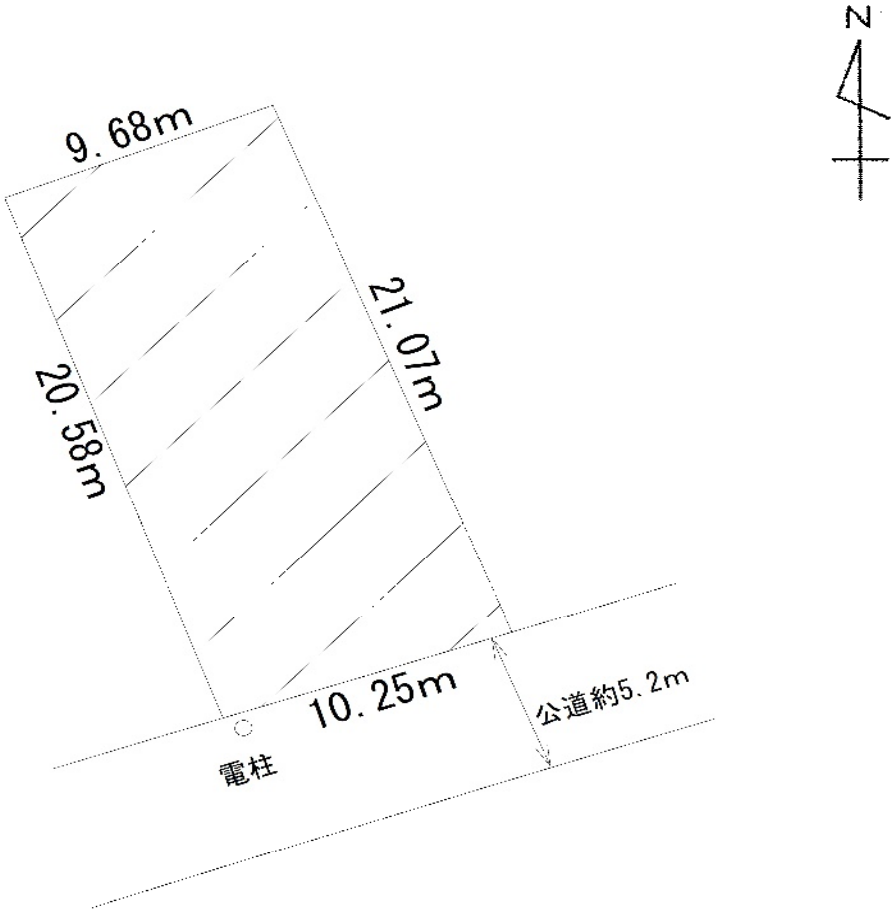

N
9.68m
21.07m
20.58m
10.25m
公道約5.2m
電柱

（記入例）

入　札　書

芦 屋 市 長　　宛

入札者　住　　所　*芦屋市精道町７番６号*
（所在地）
氏　　名
〔法 人 名
代表者名〕　*芦　屋　　太　郎*　㊞　　印

住　　所
（所在地）　*芦屋市精道町７番６号*
氏　　名
〔法 人 名
代表者名〕　*芦　屋　　花　子*　㊞　　印

住　　所
（所在地）
氏　　名
〔法 人 名
代表者名〕　　印

代理人　住　　所

氏　　名　　印

物件番号	物　件　の　所　在　地									
１	芦屋市船戸町４４番３									
金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	￥	１	５	１	０	０	０	０	０	０

『令和８年度 市有地売却一般競争入札案内書』の内容を承知の上、上記のとおり入札します。

＊　金額の訂正はできません。

＊　入札金額の数字の前に必ず「￥」を記入してください。

＊　法人の場合は入札者欄に、法人名及び代表者名を記入してください。

入札書の書き方

１　入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。

　黒又は青のボールペン（消せるボールペン等は不可）又は万年筆で記入してください。

２　入札者欄には、共有名義で入札の場合は全員の住所・氏名を記入し、押印してください。

　住所及び氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）は、住民票又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。

　代理人によって入札する場合は、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、押印してください。

３　物件番号、物件の所在地は入札物件一覧表（１頁）を参照して記入してください。

　入札書への金額の記入は、アラビア数字（０、１、２、３、・、・、・　）の字体を使用し、<u>最初の数字の前に「￥マーク」を付け</u>、入札金額を明確に記入してください。

　<u>金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。</u>

４　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

＊ <u>入札保証金提出書等入札時提出書類の入札者との相違、「￥マーク」の記入がない場合や、金額欄の訂正などは無効扱いとなりますので、注意してください。</u>

入 札 保 証 金 提 出 書

※令和　　年　　月　　日

芦　屋　市　長　　宛

入札者

〒

※　住所

※　氏名（フリガナ）　　㊞

※　電話

〒

※　住所

※　氏名（フリガナ）　　㊞

※　電話

入札書の入札者欄と同一となります

下記の金額を市有地売却一般競争入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座（ゆうちょ銀行は不可）に振り込んで下さい。

※￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　入札保証金額を記入

物件番号	

振込先	金融機関名	銀行（金庫）　　支店
	預金の種目	普通預金・当座預金・その他（　　）
	口 座 番 号	
	口座名義人 氏　　名	（フリガナ）

（注）※ 印及び入札保証金返還振込先欄（枠内）は入札者において記入して下さい。

※ 郵便番号、電話番号、フリガナも必ず記入して下さい。

※ 入札者が３名以上の共有となる場合、３人目以降は裏面に記入・押印して下さい。

※ 別紙「入札保証金納付証明書」についても、同様に記入・押印して下さい。

（入札物件ごとに作成して下さい。この用紙をコピーしてお使い下さい。）

入 札 保 証 金 納 付 証 明 書

※令和　　年　　月　　日

芦　屋　市　長　　宛

入札者

〒

※　住所

フリガナ

※　氏名　　㊞

※　電話

〒

※　住所

フリガナ

※　氏名　　㊞

※　電話

入札書の入札者欄と同一となります

※入札者が３名以上の共有となる場合は、３人目以降は裏面に記入･押印して下さい。

下記の金額を市有地売却一般競争入札保証金として納付します。

※￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　入札保証金額を記入

物件番号	

※入札保証金を芦屋市に納付した旨の証明として、納付を依頼した金融機関から交付を受けた「納入通知書兼領収証書」のコピーをご自身でとっていただき、下記に貼り付けて下さい。

なお、貼り付けるときは周囲をのり付けし、確実に貼り付けて下さい。

金融機関から交付された領収証書が下枠に収まらない場合は、のり付けせずコピーを封入してください。

入札保証金納付後の「納入通知書兼領収証書」のコピー貼付箇所

（入札物件ごとに作成して下さい。　この用紙をコピーしてお使い下さい。）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

芦　屋　市　長　　宛

代理人　　住所

フリガナ
氏名　　㊞

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和８年度 市有地売却一般競争入札に関する一切の権限

物　件　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

物件の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任者　　住所

フリガナ
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

住所

フリガナ
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

住所

フリガナ
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

住所

フリガナ
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

＊委任者欄は、共有名義で入札の場合は全員の住所・氏名を記入（入札書の入札者欄と同一です。）し、実印を押印して下さい。
＊同一委任者が複数物件を入札する場合、入札物件ごとに作成して下さい。
＊委任者の印鑑登録証明書（発行日から３か月以内のもの）を添付して下さい。

（入札物件ごとに作成して下さい。この用紙をコピーしてお使い下さい。）

（記入例）

（市有地売却一般競争入札者用）

誓　約　書

芦屋市が実施する下記１の不動産に係る市有地売却一般競争入札の参加にあたり、芦屋市暴力団排除条例（平成２４年芦屋市条例第３０号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記２のとおり誓約する。

なお、芦屋市長がこの誓約書の写し及び下記２(3)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、芦屋市長が警察署長に下記２(1)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を芦屋市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成１６年芦屋市条例第１９号）第２条第１号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意する。

記

１　市有地売却一般競争入札物件　　芦屋市　船戸町44番3

２　誓約事項

(1)　入札者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア　条例第２条第１号で規定する暴力団

イ　条例第２条第２号で規定する暴力団員

ウ　条例第２条第３号で規定する暴力団密接関係者

(2)　入札者が前号の条項に違反したときは、入札の無効その他の芦屋市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(3)　入札者が暴力団等に該当するのか否かを確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第２条第２号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、入札者は速やかに必要な情報を芦屋市長に提出すること。

令和　　年　　月　　日（←実際の記入日）

芦　屋　市　長　　宛

（入札者）
住　　所　芦屋市精道町７番６号
（所在地）
氏　　名　芦屋　太郎
法 人 名　芦屋市精道町７番６号
代表者名　芦屋　花子

※下の枠に本件責任者・担当者の名前、連絡先をそれぞれ２つ記入すると押印省略が可能です。記入が難しい場合、氏名の横に押印してください

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：芦屋　太郎
担当者（会社名・部署名・氏名）：芦屋　花子
連絡先（TEL）１：0797-38-2063　　連絡先（TEL）２：0797-38-2135

（参考）

芦屋市暴力団排除条例

第２条

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為エアからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第２条

(2)　役員等　次に掲げる者をいう。

ア　法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、役員（条例第２条第３号アに規定する役員をいう。以下同じ。）及び監督責任者（業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者（役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。）をいう。以下同じ。）

イ　法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者

（記入例）法人のみ提出

役　員　名　簿（役員等一覧表）

【契約日】　令和　　年　　月　　日（←空欄で提出してください）

【市有地売却一般競争入札物件】　芦屋市　船戸町 44 番 3

次のとおり、提出します。

役職名	氏　名	フリガナ	生年月日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日
			明治　大正　昭和　平成 年　月　日

※記載された情報は、芦屋市暴力団排除条例第４条の規定に基づき、暴力団排除のために必要な限度で使用します。
※この名簿に記載されている個人情報については、誓約内容の確認に必要な範囲内で、他の官公署に照会することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。

令和　　年　　月　　日（←誓約書と同じ日付を記入してください）

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

※下の枠に本件責任者・担当者の名前、連絡先をそれぞれ２つ記入すると押印省略が可能です。記入が難しい場合、氏名の横に押印してください

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：芦屋　太郎
担当者（会社名・部署名・氏名）：芦屋　花子
連絡先（TEL）１：0797-38-2063　　連絡先（TEL）２：0797-38-2135

【記載方法】
1　役職名、氏名、フリガナ、生年月日を正確に記載してください。
2　この書面には、次に該当する者を記載してください。
ア　法人にあっては、役員（芦屋市暴力団排除条例（平成２４年芦屋市条例第３０号。以下、「条例」という。）第２条第３号アに規定する役員をいう。）及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下ウにおいて同じ。）
イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ　個人にあっては、その者及びその使用人
※参考（名簿記載対象者）
(1)　株式会社（特例有限会社を含む。）　取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
(2)　合名会社又は合同会社　社員
(3)　合資会社　無限責任社員
(4)　社団法人又は財団法人　理事
(5)　(1)から(4)までに掲げる法人以外の法人　(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
(6)　法人格を有しない団体　代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
(7)　個人　その者
(8)　(1)から(7)までに掲げるもののほか、契約先に受任者を設定している場合は、その受任者
(9)　当該事業者が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げるもののほか、管財人
(10)　登記簿謄本に記載のある役員全てについて記載すること。（ただし、監査役は除く。）
3　生年月日・性別の記載について、該当するものに○をつけてください。
4　同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

【注意事項】
1　この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。
2　対象者が多く、この書面に記載できない場合は、この書面をコピーして記載してください。
3　この書面提出後、役員等に変更がありましたら、速やかに変更後の書面を提出してください。
4　記載された情報は、条例第４条の規定に基づき、暴力団排除のために必要な限度で使用します。

○芦屋市暴力団排除条例（平成２４年芦屋市条例第３０号）（抜粋）
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
ア　暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
(ｱ)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
(ｲ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
(4)　関係機関等　法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。
（市の責務）
第4条　市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県(以下「県」という。)及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。
2　市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

01 納　付　書

納入者住所氏名
記入例
①　芦屋市精道町７番６号
芦屋　太郎
様

所属課コード
1 1 1 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0

発行課名
都市政策課

年度　会計
0 8 6 1　歳入歳出外現金

款　項　目　細目　節　細節
0 2 0 3 0 1 0 0 0 0 0 0

金額②　拾億　億　千万　百万　拾万　万　千　百　拾　円
7 5 6 0 0 0 0

納入金内訳
③
市有地売却入札保証金
物件番号１芦屋市船戸町４４番３

納入期限
納付場所　裏面記載
芦屋市指定金融機関
芦屋市収納代理金融機関

公金取扱機関領収印

（取りまとめ金融機関保存用）　芦屋市

01 領収済通知書

納入者住所氏名
記入例
①　芦屋市精道町７番６号
芦屋　太郎
様

所属課コード
1 1 1 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0

発行課名
都市政策課

年度　会計
0 8 6 1　歳入歳出外現金

款　項　目　細目　節　細節
0 2 0 3 0 1 0 0 0 0 0 0

金額②　拾億　億　千万　百万　拾万　万　千　百　拾　円
7 5 6 0 0 0 0

納入金内訳
③
市有地売却入札保証金
物件番号１芦屋市船戸町４４番３

納入期限
納付場所　裏面記載
芦屋市指定金融機関
芦屋市収納代理金融機関

公金取扱機関領収印

芦屋市会計管理者あて

受入店→取りまとめ店→指定金融機関
（芦屋市保存用）　芦屋市

01 納入通知書 兼 領収証書

納入者住所氏名
記入例
①　芦屋市精道町７番６号
芦屋　太郎
様

所属課コード
1 1 1 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0

発行課名
都市政策課

年度　会計
0 8 6 1　歳入歳出外現金

款　項　目　細目　節　細節
0 2 0 3 0 1 0 0 0 0 0 0

金額②　拾億　億　千万　百万　拾万　万　千　百　拾　円
7 5 6 0 0 0 0

納入金内訳
③
市有地売却入札保証金
物件番号１芦屋市船戸町４４番３

納入期限
納付場所　裏面記載
芦屋市指定金融機関
芦屋市収納代理金融機関

上記のとおり納めてください。
芦屋市長　県市印

公金取扱機関領収印

（この領収書は５年間保存してください）　芦屋市

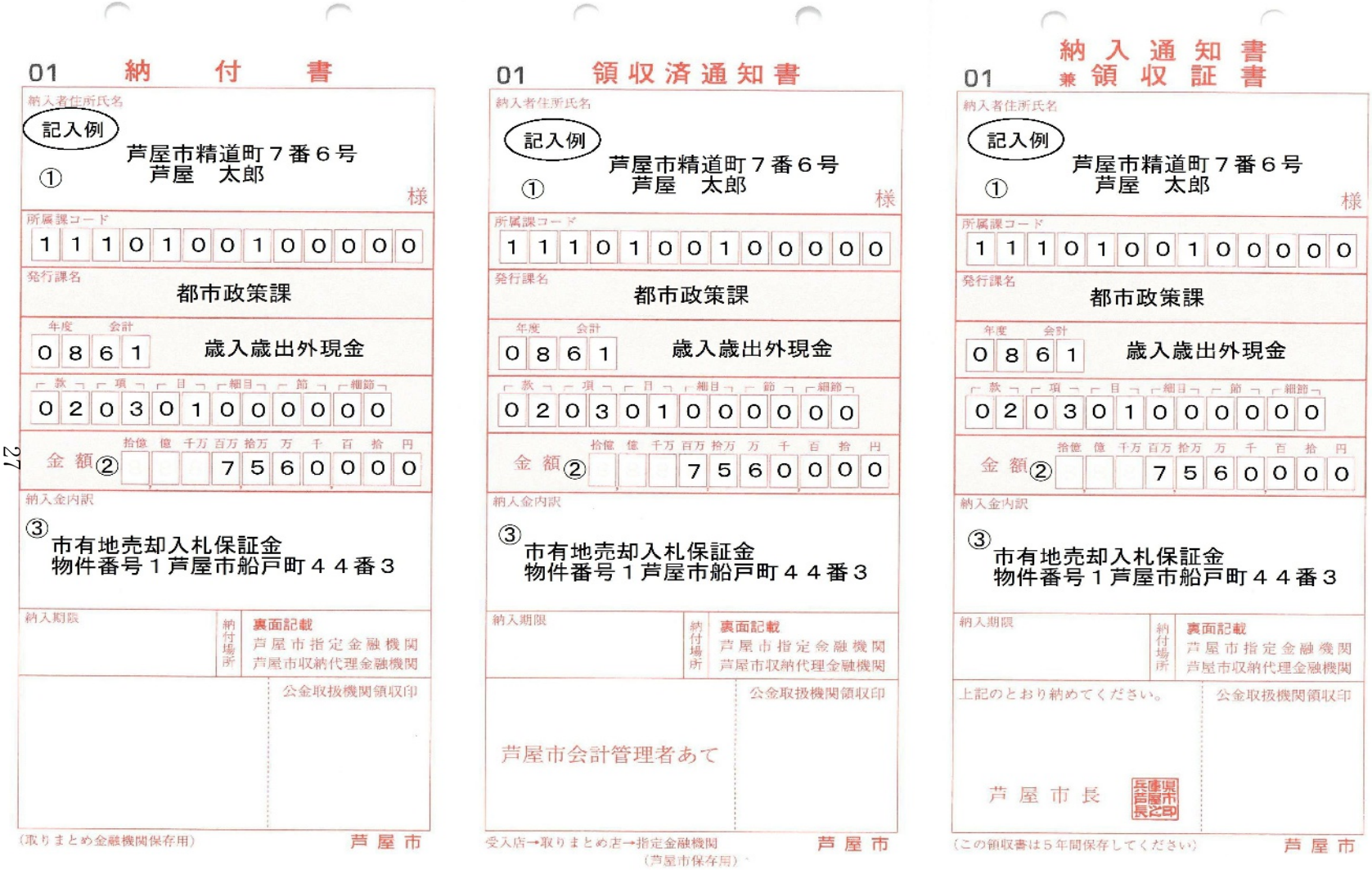

◆市有地売却入札保証金納付書の記入方法について

「納付書」、「領収済通知書」、「納入通知書兼領収証書」それぞれに以下の①、②、③の内容をご記入下さい。

①入札者（共有名義の場合は代表者）の住所・氏名をご記入下さい。

②金額は、入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満切り上げ）の額として下さい。

・数字は丁寧にハッキリとご記入下さい。

③納入金内訳欄には物件番号・物件所在地をご記入下さい。

※記入後の訂正はできません。記入を誤った場合は、新しい納付書にご記入下さい。

入札保証金納付完了後、納入通知書兼領収証書をコピーし、そのコピーした用紙を「入札保証金納付証明書」の指定位置にのり付けして下さい。

Ｑ ＆ Ａ

Ｑ１　共有名義で入札に参加できますか？

Ａ１　はい、可能です。ただし、入札書、入札保証金提出書及び入札保証金納付証明書に共有者全員の氏名を記入し押印してください。

　また、落札後の売買契約の締結及び所有権移転登記は、入札書に記載された名義で行いますので、ご注意ください。

Ｑ２　入札保証金はいつまでに納めればいいのですか？

Ａ２　入札書を郵送されるまでに納めてください。納付後の納入通知書兼領収証書の写しを入札保証金納付証明書に貼り付け、入札書、その他必要書類と一緒に郵送してください。

Ｑ３　落札できなかった場合、入札保証金は返してもらえるのですか？

Ａ３　はい。落札者以外の方の入札保証金は、入札参加時に指定された銀行口座（入札者本人の口座に限ります。）への振込みによりお返しいたします。

Ｑ４　落札後に契約を締結しなかった場合、入札保証金はどうなりますか？

Ａ４　お返しできません。

Ｑ５　契約締結後、解約することができますか？

Ａ５　解約することはできません。（売買代金が支払われず、契約解除となった場合は、契約保証金は返還いたしません。）

Ｑ６　物件調書の「ガス」、「水道」、「下水道」の欄に「接面道路配管有」とありますが、引込工事は芦屋市で行っていただけるのですか？

Ａ６　宅地内への引込み等必要な工事については、落札者の負担において行っていただくことになります。

◇ 問 い 合 わ せ 先 ◇

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課
（市役所東館2階）
〒659-8501　芦屋市精道町7番6号
TEL　0797-38-2063（直通）
ホームページアドレス　https://www.city.ashiya.lg.jp/